平成２７年（フ）第１９１号
千葉県市原市西国吉1720番地86
債務者　廣岡貴美子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０３号
千葉市花見川区幕張町２丁目1238番地　ゴーデス相葉206号
債務者　川上　正一
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１３号
千葉市若葉区小倉町850番地５
債務者　安藤　　武
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７３号
千葉県市川市八幡３丁目８番24―301号　ハイツファミリエ
債務者　村永　　靖
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２３９号
広島市安佐南区古市３丁目４番６―503号
債務者　岡田　一也
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７９号
広島市安佐南区川内５丁目20番19―10号
債務者　落合　美佳
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３６号
福岡市南区五十川１丁目10番４―203号
債務者　上野　美久
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６号
福岡県築上郡築上町大字築城835番地６
債務者　秋元　昇司
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１６８７号
大阪市東住吉区北田辺１丁目３番７―801号
債務者　佐古　秀朝
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５７号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目1583番地50　ファミールヴィラＡ203、旧住所岡山県倉敷市児島小川町4168番地１
債務者　仲前　英樹
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８７号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２―４―208
債務者　大見美紗恵
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２１２号
奈良県生駒市緑ヶ丘1420番地の２　カルム118
破産者　有限会社アスカトレーディング
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１６１６号
名古屋市守山区鳥羽見２丁目５番17号
破産者　有限会社山工
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７３８号
神戸市西区神出町小束野56番地212
破産者　株式会社クライス
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０７号
千葉県八千代市八千代台北６―８―６　ガーデンヒルズ八千代401号、開始決定時の住所千葉県船橋市若松１丁目１番21―302号
破産者　長谷川秀夫
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８２４号
千葉県木更津市八幡台５丁目３番13号
破産者　株式会社楽食
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２２号
千葉市美浜区幕張西３―２―１―406、住民票上の住所千葉県八千代市下高野549番地　八千代病院職員寮
破産者　田澤　勝義
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５号
沖縄県那覇市西２丁目16番３号
破産者　株式会社ＹＡＭＡ建設
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６号
沖縄県那覇市西２丁目16番３号
破産者　株式会社屋島興産
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部